

# 首都圏空港における容量拡大

# 羽田空港における再拡張事業の経緯と今後の予定

- 2010年10月21日 供用開始 (D滑走路・国際線旅客ターミナルビル等)
- 2010年10月31日 国際定期便就航(昼間3万回・深夜早朝3万回の計6万回)

国際線旅客ターミナルビル

2008年5月1日 着工  
2010年7月31日 竣工

今後

国際線旅客ターミナルの拡充に着手し、最速で2013年度中の44.7万回への増枠を機に、国際線枠を9万回規模(昼間6万回・深夜早朝3万回)に拡大。欧米や長距離アジアを含む高需要・ビジネス路線を展開

D滑走路 (2,500m) 2007年3月30日 着工  
2010年8月30日 竣工

【参考】新管制塔運用開始 (H22. 1. 12)

【2010年9月2日撮影】

## 現状

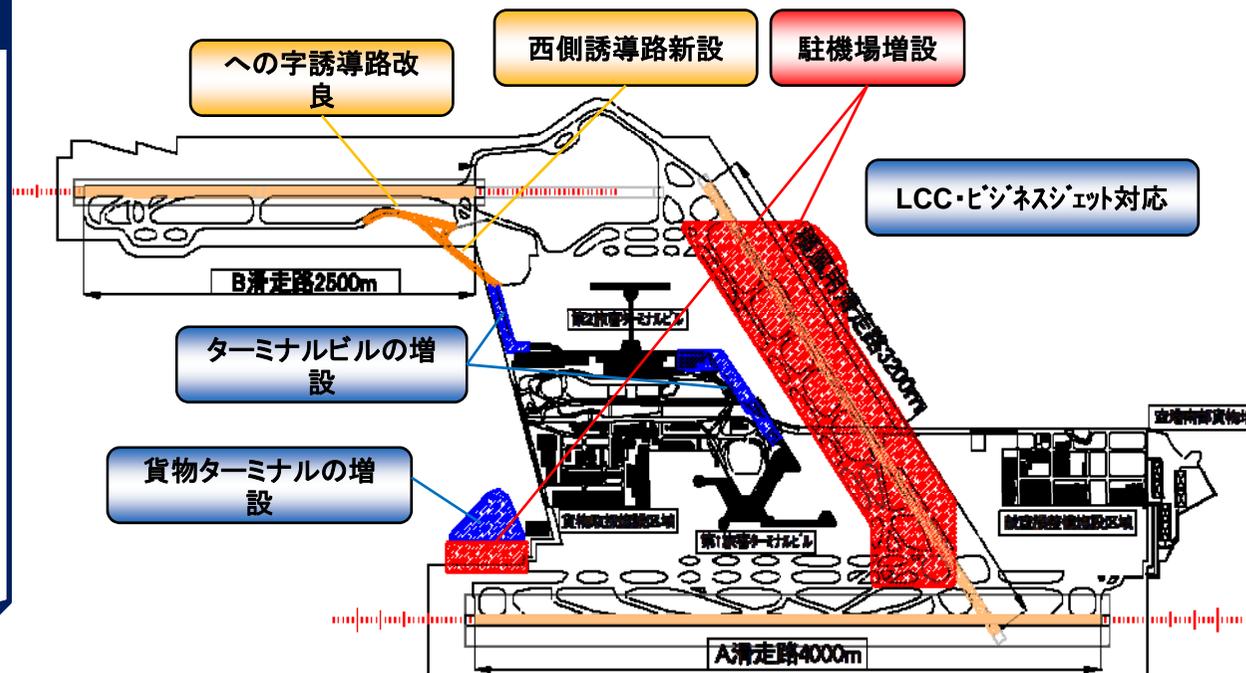
成田空港の年間発着枠は平成22年3月28日に20万回から22万回に増加。さらに、10月13日の「四者協議会（※）」において、空港容量を30万回まで拡大することについて地元の合意が得られた。

（※）国、千葉県、地元市町、空港会社で構成。成田空港の機能充実と地域との共生の推進に向けた課題について、関係4機関で協議する場。

## 30万回に向けた取組み

1. 管制方式の高度化  
2011年度に同時平行離着陸方式を導入
2. 施設の拡充整備等
  - i) 誘導路の改善
  - ii) 駐機場増設
  - iii) 需要を踏まえLCC・ビジネスジェットに対応
  - iv) ターミナル増設（27万回以上の場合）
3. その他（アクセス改善など）

## 今後の施設整備概要

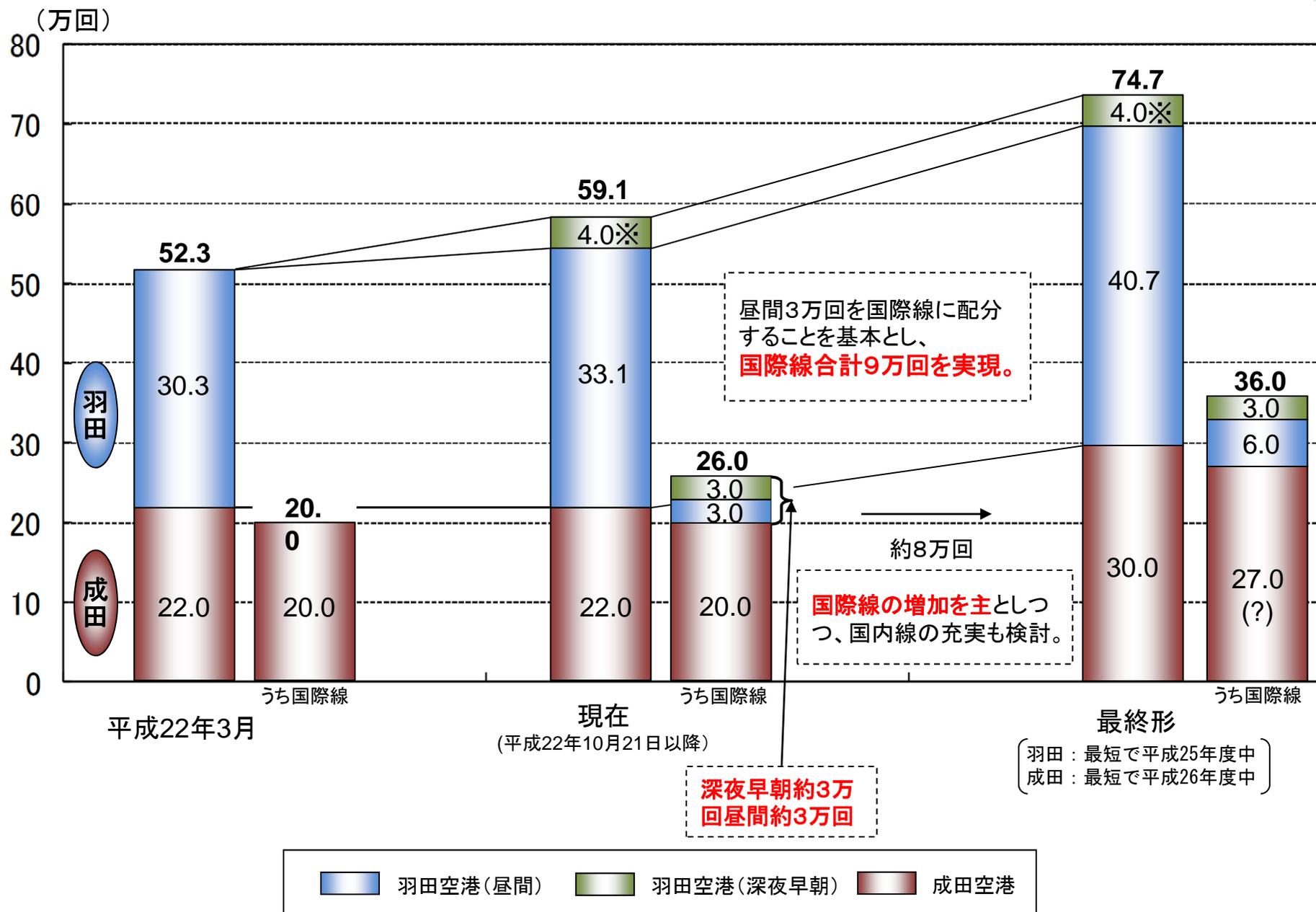


## 将来

地元との合意を踏まえ、最短で、**2011年度中に25万回、2012年度中に27万回、2014年度中に30万回**へと空港容量の拡大を目指す。

拡大された容量を最大限活用して、**更なるネットワークの拡大、国内フィーダー線の拡充、LCC・ビジネスジェットなどの多彩な航空サービスの拡大**を実現し、**アジアのハブ空港**としての地位を確立

# 首都圏空港(羽田・成田)の発着枠の増加について



※ 深夜早朝時間帯4万回のうち、1万回は国際チャーター便や国内貨物便を予定。

東京国際空港(羽田空港)の国際化(平成22年10月31日)にあわせて、ビジネスジェットの利用促進、利用者の利便性向上のため、国土交通省成長戦略会議の指摘を踏まえ、以下の措置を実施。

|                               | 羽田国際化前   | 羽田国際化後(22年10月31日～)  |
|-------------------------------|--|---|
| 1. 国際ビジネスジェットの昼間時間帯の利用        | 昼間時間帯(6時台から22時台)については、国内ビジネスジェットしか乗り入れを認めていない。                                   | 本年10月の第4滑走路供用開始に伴う国際定期便の就航に合わせて、国際ビジネスジェットも昼間時間帯に乗り入れできるようにする。    |
| 2. ビジネスジェット(国内・国際)の昼間時間帯の発着回数 | 昼間時間帯の公用機等枠のうち、国内ビジネスジェットの1日の発着回数を最大4回(うち到着は2回まで)としている。                          | 昼間時間帯の公用機等枠のうち、国内・国際ビジネスジェットの1日の発着回数を最大8回(うち到着は4回まで)とする。          |
| 3. ビジネスジェット(国内・国際)の連続駐機可能期間   | 連続駐機期間が最大5日間までとなっている。  | 連続駐機期間を最大7日間まで延長する。   |
| 4. 国際ビジネスジェットの発着枠の割り当て期限      | 深夜早朝時間帯(23時台から5時台)に乗り入れる場合、発着枠等を確保するため、7日前まで手続きをする必要がある。                         | 手続きの期限を撤廃し、乗り入れ当日の手続きでも可とする。                                      |
| 5. 国際ビジネスジェット利用者の移動時間の短縮      | ターミナル付近に国際ビジネスジェットが利用できる乗機・降機用スポットが確保されておらず、乗機・降機は遠距離にある駐機場において行い、その後CIQ施設へ移動する。 | 新設される新国際ターミナル周辺に国際ビジネスジェットも活用できる乗機・降機用スポットを確保し、CIQ施設までの移動時間を短縮する。 |

## 羽田空港以外に運航する場合にも適用される措置(平成22年10月31日より実施)

上記の羽田空港における措置にあわせて、22年10月31日移行、外国籍の国際ビジネスジェットがチャーター便として運航される場合の許可制度について、商用のための緊急やむを得ない事情があるときは、離発着予定時刻の24時間前まで許可申請を受け付けることとする内容の運用改善を実施。